

資料5	平成25年3月21日(木)
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課	

その他留意事項について

1 平成24年度福祉・介護職員処遇改善実績報告書の提出について

1 対象事業者

○平成24年度に福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を算定している事業者

2 提出書類

○2～7ページ参照

3 提出先

(1)「居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援」に関するもの

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課 地域支援班

TEL：043-245-5228

(2)「療養介護・生活介護・短期入所・施設入所支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活介護・共同生活援助・児童発達支援・放課後等デイサービス・障害児入所支援」に関するもの

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課 施設支援班

TEL：043-245-5174

※ 郵送によりご提出される場合、封筒に「処遇改善加算届」と朱記してください。

4 提出期限

○平成25年7月31日(水)

5 留意事項

※期限までに実績報告が行われない場合は、実施期間中の当該加算について、全額返還となる場合がございます。提出期限の厳守をお願い致します。

共通様式【実績報告(平成 年度)】

※実績報告書を提出する際、一枚目に綴ってください。

1 法人基本情報

報告年度	平成 年度
法人名	
法人所在地(郵便番号)	〒 —
法人所在地(住所)	都・道 府・県
書類作成担当者名	
電話(市外局番から)(※)	
ファクシミリ番号(※)	

※ご提出いただいた申請書類に記載されている内容について、問い合わせをする際の連絡先を記入してください。

2 提出書類

	様式名称	必要書類	申請者 確認欄
1	共通様式 本票です。	○	
2	別紙様式5 福祉・介護職員処遇改善実績報告書	○	
3	別紙様式5添付書類1 ※該当の場合のみ作成、提出 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(事業所一覧表)	△	
4	別紙様式5添付書類2 ※該当の場合のみ作成、提出 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)	△	
5	別紙様式5添付書類3 ※該当の場合のみ作成、提出 福祉・介護職員処遇改善実績報告書(市町村一覧表)	△	
6	実績報告⑦賃金改善額の積算根拠となる資料 ※任意の様式で可	○	

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(平成 年度)

(あて先) 千 葉 市 長

①	平成	年度分		円
	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額			
②	加算による賃金改善実施期間		平成 年 月 ~ 平成 年 月	
③	福祉・介護職員常勤換算数(②の期間の総数)			人
④	福祉・介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)			円
⑤	福祉・介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)			円
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要 (改善した給与の項目及び金額等について具体的に記載すること)			
⑦	賃金改善所要額(⑥に要した費用の総額) (法定福利費等を含む)			円
⑧	福祉・介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)			円

- ※ ①については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ 他の都道府県に所在する複数の事業所等を一括して提出する場合は、添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- ※ ⑤及び⑧については、一円未満を切り捨てること。
- ※ 福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定にあたっては、福祉・介護職員に加え、賃金改善を行ったその他の職種も含めて記載すること。

福祉・介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名					
都道府県	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算額	賃金改善所要額	他都道府県の事業所等の福祉・介護職員の賃金改善の原資として充当する額	他都道府県の事業所等で受けた加算額を原資として改善する額	
北海道	円	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円	円

※ 本様式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

参考様式(実績報告⑦賃金改善額の積算根拠となる資料)

法人名		賃金改善期間中の賃金総額				賃金改善所要額					賃金改善実施期間 対象者数
年	月	基本給	手当	賞与・一時金	その他	基本給	手当	賞与・一時金	その他	法定福利費	(常勤換算後の数)
小計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
合計		0円				0円					0人

※賃金改善所要額が加算総額を下回るとは想定されていないが、賃金改善の不足額が生じた場合、一時金や賞与として支給することで、加算の算定要件を満たすことが望ましい。
 ※悪質な事例については、不正請求として全額返還となります。

平成 年度分福祉・介護職員処遇改善(特別)加算総額 賃金改善所要額(法定福利費等を含む) 賃金改善の不足額

	—	0円	=	0円
--	---	----	---	----

※別紙様式5の内容と相違がないようにしてください。

2 地域区分の見直しについて

平成24年度報酬改定の一環として、1単位あたりの単価（単位数単価）について、5区分から7区分に見直すこととなった。

見直しにあたっては、見直しの完全施行を平成27年度からとし、平成24年度から26年度までの間は激変緩和のために、段階的に引き上げた単価を適用する経過措置を設けた。

このため、適用される単位数単価が年度ごとに異なってくるため、請求額算定の際の処理（請求ソフト入力等）の際に留意すること。

なお、地域区分の変更について届出は必要ない（平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A問41）。

1. 【障害福祉サービス事業所（千葉市内に所在する場合）】

年度	地域区分
23年度	甲地
24年度	7級地（甲地→4級地）
25年度	6級地 （甲地→4級地）
26年度	9級地（甲地→4級地）
27年度以降	4級地

2（1）【児童発達支援センター、又は平成24年4月1日以降に新規指定を受けた障害児通所事業所（千葉市内に所在する場合）】

年度	地域区分
24年度	4級地
25年度	
26年度	
27年度以降	

（2）上記（1）以外【平成24年3月31日において障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所であった事業所（千葉市内に所在する場合）】

年度	地域区分
23年度	甲地
24年度	7級地（甲地→4級地）
25年度	6級地 （甲地→4級地）
26年度	9級地（甲地→4級地）
27年度以降	4級地

3 新体系定着支援事業について

新体系定着支援事業は、平成24年度限りで終了することとなった。

対象事業所において、新体系定着支援事業の終了に伴い、事業所定員の見直し等、事業所体制を見直すことにより、介護給付費等の基本報酬及び加算単位数の増加が見込まれる場合は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出等の提出が必要となる。

○届出手続きについて

平成25年4月8日（月）までに、障害企画課 施設支援班宛てに提出

4 障害福祉サービス受給者証について

下記の通り、障害福祉サービス受給者証が変更となる。（現受給者証の在庫がなくなり次第。）

新受給者証には、②地域相談支援受給者証、④通所受給者証、⑤肢体不自由児通所医療受給者証の項目が新たに追加されているが、④通所受給者証と⑤肢体不自由児通所医療受給者証については何も記載せずに処理をお願いしたい。

障害福祉サービス 受給者証 千葉市	もくじ	現
	●障害福祉サービス受給者証 (2 p ~ 10 p) ●事業者記入欄 (12 p ~ 29 p) ●注意事項欄と備考欄 (30 p ~ 32 p)	

障害福祉サービス 受給者証 千葉市	●療養介護医療受給者証 (34 p) ●注意事項欄と備考欄 (35 p ~ 36 p)	
-----------------------------	--	--

福祉サービス 受給者証 千葉市	もくじ	新
	①障害福祉サービス受給者証 (1 p ~ 18 p) ②地域相談支援受給者証 (19 p ~ 24 p) ③療養介護医療受給者証 (25 p ~ 27 p) ④通所受給者証 (28 p ~ 37 p) ⑤肢体不自由児通所医療受給者証 (38 p ~ 40 p)	

5 大規模災害に備えた事業継続計画（BCP）の策定について

地震や風水害等の緊急事態の際

- ・ 職員が出勤できない
- ・ 施設、設備の一部又は全部が利用できない
- ・ 物品（食糧品、消耗品、ガソリンなど）の調達ができない
- ・ ライフラインが寸断される

などの事態が行った場合にも、障害福祉サービスを中心とする重要な事業を継続、または早期に復旧させるためには、あらかじめ事業継続計画（BCP（Business Continuity Plan））を策定する必要がある。

事業継続計画を策定する上でのポイント等について、株式会社浜銀総合研究所が報告書にまとめているため、当該報告書を参考の上、事業継続計画の策定に努められたい。

「突発的に発生する緊急事態における社会福祉事業の継続に向けたモデル事業継続計画（BCP）策定とその普及事業～地域のネットワーク活用に着目したアプローチ～」(平成23年度厚生労働省社会福祉推進事業)

参考 URL : http://www.yokohama-ri.co.jp/fukushi_bcp/index.html

6 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

平成24年4月より自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに都道府県知事に登録が必要である。本市においても、たんの吸引等の医療ニーズに対して、対応可能なマンパワーが不足している状況が推定されている。医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を願いたい。

(1) ヘルパーがたんの吸引等の業務を行うための所定の手続き

- ア 必要な知識、技能を修得するための研修を受け、県から認定特定行為業務従業者認定証の交付を受ける
- イ 県の登録を受けた事業所に所属する
- ウ 対象者本人や家族への説明と同意、文書による医師の指示を受けること等の基準を満たした上で行う

(2) 利用者及び事業者数の推計値

ア 千葉市内の在宅で喀痰吸引を必要とする利用者数 100人

イ 千葉市内の登録特定行為事業者数 5事業所

※ 千葉県のホームページより確認（平成25年3月現在）

ウ イに所属する認定特定行為従業者数 61人

エ 利用者1人当たり10人のヘルパーが必要と仮定した場合の不足従業者数

$$100人 \times 10 - 61人 = 939人$$